

## 第5 収容人員の算定

### 1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については、棟単位又は階単位、政令第25条の適用については、階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

### 2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者として算定する者の取扱いは、次によること。
  - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として扱わない。
  - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とすること。したがって、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数とはしない。
  - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入する。
- (2) 政令第24条又は第25条の適用にあつての従業者として算定する者の取扱いは、次によること。
  - ア 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入する。
  - イ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (3) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは、次によること。
  - ア 床面積により収容人員を算定する場合は、原則として当該床面積により算定する部分を合計することなく、当該部分ごとに算定すること。
  - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあつては、床面積に含めない。
  - ウ 算定人員の計算において、1に満たない人数は、ひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
- (4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
  - ア ソファ等はいす席
  - イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所に置いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

エ 掘りごたつ

- (5) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく、個々の長いすごとに算定すること。

### 3 用途別収容人員算定要領

省令第1条の3及び前2に掲げる事項以外で留意すべき事項は、次のとおりであること。

- (1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいい、いす席の縦(横)通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないものであること。

イ 立見席を設ける部分の床面積を0.2㎡で除する場合は、「客席の部分ごとに」とあるので、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算するものであること。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分(いい、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入場等を設ける部分等をいう)のものであること。

- (2) 政令別表第1(2)項に掲げる防火対象物(遊技場)

「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

ア パチンコは1人、囲碁、将棋、ビリヤード等は2人とする。

イ ボーリング場は、レーンに附属する固定いす席の数とする。

ウ 麻雀は、1台につき4人とする。

エ カラオケルームは、固定式のいす席を算定して合算する。

オ ルーレットゲーム等で人数の制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。

また、固定式のいす席等により遊技を行うことができる者の数が明確に限定できるものは、その数とする。

カ アからオにより遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。

- (3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分や客の利便に供する部分(便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分や通路部分も含むものであるが、事務室、従業者のロッカー室、商品置場等は含まないこと。

- (4) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベッド又は2段ベッドの場合の「ベッドの数」は、2と算定するものであること。

イ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの及び通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態になるものをいう。

ウ 和室の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定して算定すること。

エ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行い、簡易宿所等で、各室が3㎡未満である場合には各室1人として算定すること。

- オ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのない場合は、この限りでない。
- カ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」については、原則として、これらの部分が当該旅館、ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、収容人員を算定すること。
- キ 共同住宅における竣工時の1住戸の収容人員の算定は、次によること。ただし、竣工後は、実態に即して見直しを行うこと。
- (ア) 1K・1DK・1LDK・2DK 2人
  - (イ) 2LDK・3DK 3人
  - (ウ) 3LDK・4DK 4人
  - (エ) 4LDK・5DK 5人
- (5) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物
- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まないものであること。
  - イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。
  - ウ 長いすを置いている廊下の部分については、別に待合室を設けず特に広い廊下としてある場合は、建基令第119条に規定する廊下の最少幅員以外の部分の床面積をもって「待合室」の例により収容人員を算定すること。
  - エ 患者や見舞客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。
  - オ 未熟児を収容する保育器や乳幼児のベッドも病床の数に含まれるものであること。
- (6) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物
- 階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。
- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
  - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
  - ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- (7) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物
- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場やボイラーマンの居室は含まないものとし、いわゆる蒸気浴場及び熱気浴場の場合はその浴室をいう。
  - イ マッサージ室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。
- (8) 政令別表第1(10)項に掲げる防火対象物
- 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例：食堂・売店の従業者）を含めるものであること。
- (9) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物
- ア 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。
  - イ 礼拝の用に供する部分に固定式いす席がある場合も、床面積により算定すること。

(10) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア スイミングクラブ、テニスクラブ等については、屋内のプール、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを収容人員の算定の床面積に含むこと。ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、含まないこと。

イ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は収容人員の算定の床面積に含まないこと。

ウ 銀行の待合部分、キャッシュコーナー部分は、収容人員の算定の床面積に含むこと。